



秘密指定解除 外交記録・情報公開室

極秘・秘 取扱注意・平

極秘作成部数 部の内 号

秘密指定権者決裁

秘密 平成 年 月 日迄、公表迄
指定 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
期間

指 定 事 由	1個人情報 4公安秩序 (情報公開法 2法人情報 5内部検討 第6条該当号令) 3外交情報 6事務支撑
---------	---

報 告・供 覧

記	秘書官	主管	保 存 期 間
記	○	官 事 長	(30年) (10年) (5年)
記	○	② 外交記録・情報公開室 外交記録審査班	(3年) (1年) (1年未満)
記	○	① 首席事務官 上席専門官 総務班 情報公開審査班 情報・文書管理班	平成 年 月 日迄 注: 满了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
記	○	文書管理班	完結 平成 年 月 日
記	○		起案 平成 23 年 / 月 / 17 日
記	○		起案者 電話番号 篠原 3650
各課室 230722			

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名

情報公開法改正 (改正案の提出)

ポイントと見込み

(別紙の要点等)

14日、内閣官房情報公開法改正準備室七條次長より情報公開法の改正法案（現在法制局で審議中。2月に法令協議、3月4日に閣議決定予定：別添）について説明越したところ、主な改正点の概要以下のとおり（改正点、今後の予定、とりあえずの評価の詳細は別紙のとおり）。

(1) 不開示事由（5条3号）：公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき「十分な理由」がある情報、に改正（※現状は「相当な理由」）。

(2) 手数料（16条）：営利目的（報道機関によるものを除く）での請求を除いて、請求時の手数料を免除（※現状では、全ての請求者が請求時に手数料（一律300円）を納入。請求後に開示媒体や開示頁数に応じた実費（開示実施手数料）を納めなければならない点は現状どおり）。また、大量請求の場合で、相当部分の開示を受けた請求者は、相当部分の開示の日から30日以内に、残りの文書を全部開示するとした場合の開示実施手数料を予納しなければならない（予納しない場合、行政庁は残りの部分について開示不要）。

(3) 開示決定等の期限（10条）：開示決定等は、請求があった日から14日（土・日・祝日・年末年始休暇を除く）以内にしなければならない（※現状では30日以内または30日超の延長が可能）。また、行政庁が設定期間内に開示決定等を行わない場合、請求者は、当該行政庁が不開示決定を行ったとみなすことができる（異議申立てや訴訟が可能になる）。

(4) 訴訟（22条）：裁判所は、特に必要と認める場合、インカメラ審査が可能

(了)

8月26日

14日、内閣官房情報公開法改正準備室七條次長が小林外交記録・情報公開室長を訪れて、本年の通常国会に上げる予定で作業を進めている情報公開法の改正法案（概要：別添1、法案：別添2）について説明したところ、主な改正点等及び当室のとりあえずの評価は以下のとおり（先方：中山事務官、当方：篠原同席）。

1. 今後の予定

- 改正案は、一部最高裁と協議中（条文中[P]）なるも、現在法制局で審議中。
- 2月に関係省庁に法令協議を行い、3月4日に閣議決定することを想定。

2. 主な改正点（当省の関心が高いもの）

(1) 不開示事由（5条）

- 個人情報：公務員等の職務遂行に係る情報につき、当該公務員の氏名開示等を明記。
- 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めるにつき「十分な理由」がある情報に改正（現行法では「相当な理由」）。

(2) 部分開示（6条）

- 不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる場合には、当該部分を開示しなくて良い旨の規定を削除。

(3) 不開示事由の通知（9条3項）

- 不開示情報が記録されている部分ごとに、不開示決定の根拠条項、判断理由をできる限り具体的に記載。
- 対象文書を保有していないことを不開示の理由とする場合、当該文書の作成・取得、廃棄の有無他の行政文書の保有の有無に関する理由をできる限り具体的に記載。

(4) 開示決定等の期限（10条）：

- 開示決定等期限を請求日から14日（土・日・祝日・年末年始休暇を除く）以内に短縮。
- 事務処理上の困難等を理由に30日以内の延長が可能（従来どおり）。
- 14+30日以内にすべての開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、①相当部分を14+30日内に開示決定等実施、②残りの文書は、全部開示した場合の開示実施手数料見込額の予納後、相当期間内に開示決定等すれば足りる。
- 期間（14日、14+30日または14+30+α日）内に開示決定等を行わない場合、請求者は、不開示決定を行ったとみなすことが可能（その結果、異議申立てや訴訟が可能）。行政庁は請求者に対し、そのようなみなしが可能であることおよび請求の処理状況を、遅滞なく書面により通知しなければならない。

(5) 手数料（17条）：

- 請求を行う者が、会社等である場合、またはその従業員が会社の事業のために開示

請求をする場合には手数料を納めなければならない（その他の者が請求する場合は、請求時の手数料はなし）。

※従来は、全ての請求者が請求時に手数料（300円）を納めることになっていた。

※請求後、文書の開示を受ける者は開示実施手数料（開示媒体や開示頁数に応じた実費）を納めなければならない（従来どおり）。

●相当部分の開示を受けた請求者は、開示を受けた日から30日以内に、残りの文書を全部開示した場合の開示実施手数見込み料を予納（予納しない場合、行政庁は不開示決定を行うことができる）。

●請求者が開示実施期間中に開示を申し出ない場合、行政庁は当該期間経過後30日以内の申出を催告。30日を経過してもこれに応じない場合には、請求者は、開示対象文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料を納めなければならない。

(6) 異議申立て（18条）：

●異議申立て後、情報公開・個人情報保護審査会に諮詢するまでの期間が90日を超えた場合、行政庁は、毎年度、その理由を内閣総理大臣に報告しなければならない。

●異議申立てに対する決定を行うにあたり、全部開示以外の決定を行う場合には、あらかじめ内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

(7) 訴訟（22条）

●裁判所は、必要があると認めるときは、行政庁に対し、不開示文書に記録されている情報の内容、不開示事由その他必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成、提出するよう求めることが可能。（「ウォーンインデックス」）

●裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無及び当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができる。行政庁は、裁判所が同証拠調べをする旨の決定をしたときは、該当文書を提出しなければならない。裁判所は、相当と認めるときは、被告を同証拠調べに立ち会わせることができる。（「インカメラ審査」）

3. 当室のとりあえずの評価

(1) 「相当の理由」→「十分な理由」

●行政透明化検討チームにおける議論では、行政機関の長による判断を尊重しない規定振りも検討されていたことに鑑みれば、一義的には、行政機関の長による判断が尊重され、その妥当性の適否が判断される仕組みが維持されていることは評価しうる。

●他方、現行の規定振り（「相当の理由」）と改正案（「十分な理由」）との解釈面・運用面での具体的な相違は明らかではない。訴訟上はより立証が困難になりうる。

(2) 開示期限の 14 日以内への短縮

- 検討チームにおける議論どおりの内容。当初より、極めて実施が厳しい旨主張。
(現在、30日以内での処理は全体の3分の1程度。)
- 特例延長(14+30+ α 日)の場合、請求者が開示実施手数料を予納せねば不開示決定できるとの規定が当省の開示実施業務にどのように作用するか、要検討。
- 14日以内の開示を実施するには、体制の強化が不可欠。

(3) 手数料

- 検討チームにおける議論どおりの内容。安易な請求を増大させる点を危惧、権限濫用規定の導入検討などを主張した経緯あり。(情報公開法策定時も、権限濫用への対応も含め手数料に関する議論がなされた。)
- 営利目的の請求のみ請求手数料を徴収するとの仕組み、及び、公開請求をしておきながら開示実施を受けない請求者には全部を開示した場合と同額の開示手数料を徴収するとの仕組みは、それぞれ実効性を確保できるのか疑問。

(4) 異議申立て

- 検討チームにおける議論では、異議申立て後一定日数(90日)以内の諮問を義務付ける規定が検討されていたことに比べると、それが義務付けられていない点は評価。
- 他方、答申後、「全部開示」以外の決定を行う場合、「行政庁の判断は妥当」との答申を受けて不開示決定を行う場合まで含め、常に内閣総理大臣の同意を得るべしとの点は、意義と効果が不明確。また、新たに多大な行政コストが発生する可能性を懸念。

(5) 訴訟

- ウォーンインデックス及びインカメラ審査導入は検討チームの議論どおりの内容。
- 他方、インカメラ審査の導入にもかかわらず、裁判官の秘密保持義務(特に罰則規定)に係わる手当が、他の法令によるものも含めて何ら行われていない点は問題(現行では、裁判官に対しては裁判所法の守秘義務及び勅令の官吏服務規程が適用され、国家公務員法の守秘義務は適用されない)。
- また、裁判所がインカメラ審査を実施するかどうかを決定するにあたっての考慮事項に、「当該文書等を提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益」が明示されていないことを懸念(情報公開・個人情報保護審査会がインカメラ審査を実施する必要性を判断するにあたっては、「文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該文書等を実際に見聞しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該文書等を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量」することになっている(審査会設置法コメントール))。

(了)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入、事後救済制度の強化等の措置を講ずる。

1 骨子

(1) 国民の知る権利の保障の観点の明示

- ・ 情報公開制度が国民の知る権利を保障する観点から定められたものであることを明示する（行政機関情報公開法及び独法等情報公開法。（4）及び（6）を除き、以下同じ。）。

(2) 開示情報の拡大

- ・ 不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大する。
(例) 不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報等を削除する。

(3) 開示決定等の期限の短縮等

- ・ 開示請求から開示決定等（開示又は不開示の決定）までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮する。
- ・ 開示請求手数料を原則として廃止する。

(4) 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入

- ・ 情報公開・個人情報保護審査会への諮問をした行政機関の長が不服申立てに対する裁決・決定をするときは、内閣総理大臣の同意を得なければならないこととし、内閣総理大臣は、答申に沿った裁決・決定、公益上の理由による裁量的開示等の措置を求めることができる制度を導入する（行政機関情報公開法）。

(5) 事後救済制度の強化

- ・ 裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容、開示決定等の根拠条項、その該当理由等を分類又は整理した資料（いわゆるヴァーン・インデックス）の作成及び提出を求める手続を導入する。
- ・ 裁判所が、原告側の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わせずに対象文書について証拠調べを行う、いわゆるインカメラ審理手続を導入する。

(6) 情報公開制度関係事務の移管

- ・ 行政機関情報公開法及び独法等情報公開法に係る事務を、総務省から内閣府に移管する（内閣府設置法及び総務省設置法）。

2 留意事項

- (1) 施行期日：法の公布から2年以内で政令で定める日
- (2) 非予算関連法案である。
- (3) 閣議決定希望時期：3月4日（金）

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用する。

(政令への委任)
第三十一条 (略)

(政令への委任)
第二十六条 (略)

(第十八条第一項に規定する九十日を超えた場合における報告について、「諮詢」として、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

(内閣総理大臣の勧告)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(削除)

第二十九条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(情報公開訴訟に関する規定の準用)

表するものとする。

(新規)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(新規)

登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ イ又は口に類するものとして政令で定める法人

2 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対しても当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 條則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公

第四章 條則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公

被告を第一項の証拠調べに立ち会わせる」とができる。

4 裁判所は、第一項の証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、当該行政文書を保有する行政機関の長に再度その提示をさせることができる。

第五章 情報提供

(新規)

- 第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。
- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
 - 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
 - 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
 - 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
 - 五 当該行政機関の所掌に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報
イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの
ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定

(説明処分の特例)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し及び提出するよう求める処分をすることができる。

[P] (口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無及び当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証をすることができる。

2 裁判所が前項の証拠調べをする旨の決定をしたときは、当該行政文書を保有する行政機関の長は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人もその提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、

(新規)

(新規)

「」とができる。

- 4 行政機関の長は、前項の要求があつたときは、その要求に沿う
ように適当な措置をとるものとする。

(新規)

第四章 訴訟

(新規)

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができ
る。

(内閣総理大臣による同意及び措置要求)

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。

3 第一項の場合において、内閣総理大臣が同意をしないときは、内閣総理大臣は、行政機関の長に対し、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に沿つた裁決又は決定、第七条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることを求める

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第二十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第二十二条第一項から第二項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第二十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（新規）

に対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条及び第二十一条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2) 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合には、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一～三 （略）

一 (同上)

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（新規）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一～三 （略）

（諮問をした旨の通知）

政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、当該開示決定等に係る第九条第一項又は第二項に規定する通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（以下この条において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。

8 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、第十四条第三項に規定する期間内に申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に申出をすべき旨を催告しても、正当な理由なくこれに応じないときは、当該行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額を納めなければならぬ。

（新規）

第三章 不服申立て

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第五六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立て

第三章 不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条（同上）

は、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 次の各号に掲げる場合において、当該各号の開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料を納めなければならない。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関であるものを除く。次号において「会社等」という。）又はその代理人が開示請求をする場合

二 会社等の従業員が当該会社等の事業として又は当該事業のために開示請求をする場合

三 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

4 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行

4 (新規)

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

（新規）

（新規）

（新規）

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（新規）

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出（以下この項及び第十六条第八項において単に「申出」という。）は、第九条第一項に規定する通知がであった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 (同上)

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

りの行政文書」という。)について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。」の場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法(第十七条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十号)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

(独立行政法人等への事案の移送)
第十二条の二 (同上)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十号)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

第十一條 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示

請求があつた日から前条第一項に規定する期間に三十日を加えた
期間内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の
遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条
第二項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行
政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、
残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があ
つた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合にお
いて、行政機関の長は、第十一条第一項に規定する期間内に、開示
請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければなら
ない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等までに要すると認められる期間

2 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」であるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第六条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、行政機関の長が第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合には、第十六条第五項の規定による予納があつた日から当該政令で定める期間）内に開示決定等をしないときは、行政機関の長が第一項に規定する残りの行政文書（同条第五項及び第六項において単に「残

第十一條 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示
請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等
をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある
場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求
に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定
等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を
すれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項
に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面
により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

（新規）

ができる限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、行政機関の長が第一項に規定する期間（その期間が前項の規定により延長された場合にあつては、延長後の期間）内に開示決定等をしないときは、次条第一項の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

4 行政機関の長は、前項の規定により開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる場合においては、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨及び当該開示請求に係る事務の処理状況を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同上)

(新規)

情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除外することができるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分）とに当該決定の根拠となる条項及び同条各号に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に關する理由）

情報が記録されている場合において、不開示情報が記録される部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (同上)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 (新規)

(削除)

(削除)

三 公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは國際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるにつき十分な理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき十分な理由がある情報

五 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは國際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報

五 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれその他当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

（新規）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。）

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

(行政文書の開示義務)

第五条（同上）

一（同上）

イ（同上）

ロ（同上）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）
第三章 不服申立て（第十八条—第二十一条）
第四章 訴訟（第二十二条—第二十四条）
第五章 情報提供（第二十五条）
第六章 補則（第二十六条—第三十一条）
附則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）
第三章 不服申立て等（第十八条—第二十一条）
第四章 補則（第二十二条—第二十六条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第一章（同上）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 行政文書の開示

第二章（同上）